

松江市告示第 60 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、障害者総合支援法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 26 日

松江市長 上 定 昭 仁



事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業	事業所番号
ソーシャルインクルー株式会社 東京都品川区南大井六丁目 2 5 番 3 号	短期入所 松江東出雲町 松江市東出雲町出雲郷 5 1 4	令和 7 年 3 月 1 日	短期入所	3210101907